

JIS

アルミニウム，マグネシウム及び それらの合金—質別記号

JIS H 0001 : 1998

(2004 確認)

(2008 確認)

平成 10 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、JIS H 0001 : 1988は改正され、この規格に置き換えられる。

今回の改正では、国際規格ISO 2107 : 1983, Aluminium, magnesium and their alloys—Temper designations(アルミニウム、マグネシウム及びそれらの合金—質別記号)に整合させた。

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 47.2.1 改正：平成 10.11.20

官報公示：平成 10.11.20

原案作成協力者：社団法人 軽金属協会

審議部会：日本工業標準調査会 非鉄金属部会（部会長 神尾 彰彦）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料機械規格課（〒100-8921 東京都千代田区霞が関 1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

アルミニウム、マグネシウム及び それらの合金—質別記号

H 0001 : 1998

Aluminium, magnesium and their alloys—Temper designation

序文 この規格は、1983年に第1版として発行された国際規格ISO 2107, Aluminium, magnesium and their alloys—Temper designationsを元に作成した日本工業規格である。適用範囲をアルミニウム及びアルミニウム合金からアルミニウム、マグネシウム及びそれらの合金にまで拡大し、HX8の定義の相違点を国際規格と一致させて作成した日本工業規格である。この規格を使用しやすくするために原国際規格には規定されていない細分記号の具体的説明についてはJIS H 0001-1988に規定されていたものはそのまま残して、更に原国際規格ISO 6361-2, Wrought aluminium and aluminium alloy sheets, strips and plates—Part 2: Mechanical properties, ISO 6362-2, Wrought aluminium and aluminium alloy extruded rods/bars, tubes and profiles—Part 2: Mechanical properties, ISO 6363-2, Wrought aluminium and aluminium alloy cold-drawn rods/bars and tubes—Part 2: Mechanical propertiesの各々の附属書及び国際的に最も利用されているAmerican National Standard(ANSI) H35.1-1993, Alloy and Temper Designation Systems for Aluminium及びEuropean Standard EN 515 : 1993, Aluminium and aluminium alloys—Wrought products—Temper designationに規定されている事項も取り入れた。

1. 適用範囲 この規格は、アルミニウム、マグネシウム及びそれらの合金の展伸材及び鋳物の質別⁽¹⁾記号(以下、記号という。)について規定する。

注⁽¹⁾ 質別とは、製造過程における加工・熱処理条件の違いによって得られた機械的性質の区分をいう。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO 2107 Aluminium, magnesium and their alloys—Temper designations

2. 記号の形式 質別記号は、合金記号の後にハイフン(-)を付けてその後に表示する。基本記号は、ラテン文字のアルファベット大文字1字とし、細分記号は、アラビア数字一つ又はそれ以上の組合せとし、基本記号の後に付ける。

3. 基本記号 基本となる質別は5区分とし、その基本記号は表1による。

表1 基本記号、定義及び意味

基本記号	定義	意味
F ⁽²⁾	製造のままのもの	加工硬化又は熱処理について特別の調整をしない製造工程から得られたままのもの。
O	焼なまししたもの	展伸材については、最も軟らかい状態を得るように焼なまししたもの。鋳物については、伸びの増加又は寸法安定化のために焼なまししたもの。
H ⁽³⁾	加工硬化したもの	適度の軟らかさにするための追加熱処理の有無にかかわらず、加工硬化によって強さを増加したもの。
W	溶体化処理したもの	溶体化処理後常温で自然時効する合金だけに適用する不安定な質別。
T	熱処理によってF・O・H以外の安定な質別にしたもの	安定な質別にするため、追加加工硬化の有無にかかわらず、熱処理したもの。